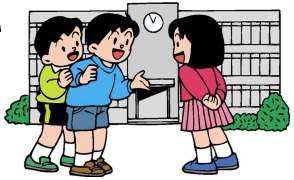


笠間市放課後児童クラブ入所申込について



放課後児童クラブの入所申込に際して、下記の申込書と添付書類が必要になります。

1. 申込書・生活調査票1と2（通常入所・一時入所どちらかを提出）

利 用 内 容	区分	必 要 書 類	ページ
<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して利用する場合 1ヵ月（または複数ヵ月）利用する場合 	通常入所	入所申込書〔様式第1号〕 生活調査票1・生活調査票2（両面）	1・2・3
<ul style="list-style-type: none"> 長期休業期間のみ利用する場合 一時的に利用する場合（月10日限度） 	一時入所	一時入所申込書〔様式第1号の2〕 生活調査票1・生活調査票2（両面）	4・5・6

※申込の時に家庭状況の確認、児童の状況を確認させていただきます。安全な保育を行うために実施していますのでご了承ください。

2. 添付書類（父母ともに、該当するものを提出）

放課後保育ができない理由	必 要 書 類	ページ
就業のため （親族経営の会社は除く）	勤務（内職）証明書〔様式第8号〕 ※勤務先で証明 （保育所入所における標準的な様式でも可） 土曜日利用について、勤務先で証明することが困難である場合は、 申立書〔様式第10号〕をあわせて提出してください。	7 8
自営業を営んでいるため （親族経営の会社を含む） 農業を営んでいるため	① 就労状況申告書（自営業・農業等）〔様式第9号〕 ② 就労している事実を証明する書類 （令和6年度の住民税が笠間市以外で課税される方のみ提出 が必要です。源泉徴収票・確定申告書の控え等）	9 10
疾病・障害を有するため 家族の介護・看病等のため	① 申立書〔様式第10号〕 ② 育児ができない事実を証明する書類 （診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証・その他必要と 認められる書類（写し可））	11
その他の理由のため	子ども福祉課へお問い合わせください	—

3. 保護者負担金 口座振替についての確認書（全員提出）

12ページ「口座振替のお願いと確認について」をご確認の上、提出してください。

口座振替手続きの状況	提出後の手続き	ページ
すでに口座振替をしている 兄・姉が児童クラブに入所していて口座振替をしている	—	13
これから口座振替の手続きをする	令和5年12月27日(水)までに 金融機関で口座振替手続き必要	

4. 保護者負担金の減免申請（下記に該当する場合のみ提出）

児童クラブ入所申込の時に申請してください。継続入所の場合でも減免申請が必要になります。

減 免 措 置 該 当 者	減免の内容	ページ
保護者負担金を負担すべき者が生活保護法（昭和25年法律第144号） による被保護世帯に属している場合	全額免除	14
児童の属している世帯が、児童扶養手当の支給対象となる世帯及びこれに 準ずるひとり親家庭等の世帯の場合	半額減額	
その他、経済的理由により保護者負担金を納付することが困難である場合	市長が定める額	

※おやつ代や行事等会費は減免対象になりません。

5. 注意事項 日曜受付やその他の詳細は「放課後児童クラブ入所のご案内」を確認ください。 記入例を市ホームページに掲載します。

- 申込窓口：本所子ども福祉課・支所保険福祉課
- 受付時間：平日 8時30分から17時15分まで
- 令和6年度一斉入所申込受付期間：令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)

【問合せ先】 ご不明な点は、お早めにお問い合わせください。

笠間市役所 子ども福祉課 ☎0296-77-1101（内線164）